

## 健康保険・厚生年金保険 資格等取得(喪失)連絡票

下記の者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を取得(喪失)したことを連絡します。

下記の者は、健康保険の被扶養者として認定(認定抹消)されたことを連絡します。

[該当するに✓を付けてください。]

令和 年 月 日

事業所 所在地

名称

代表者

印

TEL

-

-

担当者

被 保 険 者	氏名	生年月日	昭・平 年 月 日	性別	男・女
	住所				
	資格取得(喪失)年月日	取得 平・令 年 月 日	喪失 令和 年 月 日 (退職 令和 年 月 日)		
	健康保険被保険者証の記号・番号	保険者番号			
	年金手帳の基礎年金番号				
被 扶 養 者	氏名	生年月日	続柄	被扶養者の認定(認定抹消)年月日	被保険者退職以外のときの抹消理由
		昭・平・令 年 月 日		認定・抹消 令和 年 月 日	
		昭・平・令 年 月 日		認定・抹消 令和 年 月 日	
		昭・平・令 年 月 日		認定・抹消 令和 年 月 日	
		昭・平・令 年 月 日		認定・抹消 令和 年 月 日	
		昭・平・令 年 月 日		認定・抹消 令和 年 月 日	

[記入上の注意]

- 被保険者の欄の『資格喪失年月日』は、**『退職年月日』の翌日**を記入してください。
- 被保険者資格の取得(喪失)があったとき、被扶養者がある場合は被扶養者の欄も記入してください。
- 被扶養者のみの認定(認定抹消)があったときは、被保険者の欄も記入してください。  
なお、被扶養者の欄の『被扶養者の認定(認定抹消)年月日』は、社会保険事業所から送付される『健康保険被扶養者(異動)確認通知書』に基づき記入してください。
- 被扶養者の欄の『被保険者退職以外の抹消理由』は、被保険者の退職以外の認定抹消理由がある場合に記入してください。(例:被扶養者認定基準を上回る収入、被扶養者の就職 など)

## 国民健康保険・国民年金の市役所、町村役場への資格届出

	こんなとき	国民健康保険	国民年金(20歳以上60歳未満)
従業員	就職したとき	<b>国保脱退</b> (社保加入) 〈健康保険の被保険者になったとき〉 ・個人番号カード(または身分証明書)、印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証 または健康保険資格等取得連絡票	<b>種別変更</b> (喪失) (1号、3号→2号) 〈厚生年金の被保険者になったとき〉 届出は必要ありません。
	退職したとき	<b>国保加入</b> (社保脱退) 〈健康保険の被保険者でなくなったとき〉 ・個人番号カード(または身分証明書)、印鑑 ・健康保険資格喪失連絡票 ※被扶養者がいないときは、離職票でも可	<b>種別変更</b> (取得) (2号→1号、3号) 〈厚生年金の被保険者でなくなったとき〉 <b>1号被保険者になるとき</b> ・印鑑 ・個人番号カード(または年金手帳) ・資格等取得(喪失)連絡票 <b>3号被保険者になるとき</b> 配偶者の勤務する事業主への届出が必要です。
従業員の家族	従業員の被扶養者(年金は被扶養配偶者)になったとき	<b>国保脱退</b> (社保加入) 〈健康保険の被保険者の被扶養者になったとき〉 ・印鑑、身分証明書 ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証 または健康保険資格等取得連絡票	<b>種別変更</b> (喪失) (1号、2号→3号) 〈厚生年金加入者の被扶養者になったとき〉 事業主への届出が必要です。
	従業員の被扶養者(年金は被扶養配偶者)でなくなったとき	<b>国保脱退</b> (社保離脱) 〈健康保険の被保険者の被扶養者でなくなったとき〉 ・印鑑、身分証明書 ・健康保険資格喪失連絡票	<b>種別変更</b> (喪失) (3号→1号、2号) 〈厚生年金保険の被保険者になったとき〉 <b>1号被保険者になるとき</b> ・印鑑 ・個人番号カード(または年金手帳) ・資格等取得(喪失)連絡票 <b>2号被保険者になるとき</b> 届出は必要ありません。

### [注1] 国民健康保険の資格取得喪失届出

- ① 退職(健康保険任意継続被保険者になられた方は期限満了時)・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14日以内に住所地の市役所・町村役場への届出が必要です。
- ② 国民健康保険組合加入者については、その組合への届出が必要です。
- ③ 資格の届出が遅れると、国民健康保険料(税)は資格を取得・喪失した時点まで遡って計算されます。また、医療費の全額が自己負担になる場合があります。

### [注2] 国民年金の種別変更届出

- ① 国民年金被保険者の種別  
 第1号被保険者(1号)・・・ 農業者、自営業者など2号、3号でない者  
 第2号被保険者(2号)・・・ 厚生年金、共済組合加入者  
 第3号被保険者(3号)・・・ 厚生年金、共済組合加入者の被扶養配偶者
- ② 退職(健康保険任意継続被保険者になられた方を含む)等により種別が1号に変更になった方(従業員)は、14日以内に住所地の市役所・町村役場への届出が必要です。
- ③ 従業員の家族(被扶養配偶者のみ)の国民年金第3号被保険者への変更は、事業主を経由して年金事務所への届出が必要です。
- ④ 資格の届出が遅れると、老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない場合があります。